

## 2026 年度 日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金受給候補者推薦要項

本募集は、2025 年 10 月 14 日付教留海「2025 年度第 2 回東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞受賞候補者及び日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金受給候補者の募集について」により通知した奨学金受給者の募集において、協定校の学年暦（新学期が 4 月～6 月に開始）が当該募集における日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金（以下「JASSO 奨学金」という。）受給候補者の要件に合致しなかったため、JASSO 奨学金受給候補者として推薦できなかった者を対象とします。

## I. 対象者

本学の大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき留学する者であり、派遣期間の開始日が 2026 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの本学の正規学生で、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

1. 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）  
※定住者は含めない。※多重国籍者においても、上記条件を満たす者は含める。
2. 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき、協定校の学年暦に沿って 1 学期以上 1 年以内留学する者
3. 派遣先大学及び本学が派遣先国・地域の状況等を考慮し、派遣可と判断する者。具体的には、次に該当する者。
  - ① 大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学の場合：短期派遣留学実施委員会により協定校への交換留学候補者として選抜され、且つ、所属部局の長により派遣可と判断された者
  - ② 部局間学術交流協定に基づく派遣交換留学の場合：所属部局により協定校への交換留学候補者として選抜され、且つ、所属部局の長により派遣可と判断された者
4. 学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、JASSO が定める方法で求められる前年度の成績評価係数が 2.30 点以上（3.0 点満点）である者  
※成績評価係数を算出する際は、成績評価が「D」の科目も含めて算出してください。  
当該科目は成績証明書には記載されないため、学生自身が成績評価係数を算出する際は、必ず学務情報システムの成績データを参照する等し算出してください。なお、成績評価が「E」、「認」、「合」、「／」、「棄」、「不」の科目は含めずに算出してください。上記以外の成績評価の科目がある場合は、留学生課海外留学係までご相談ください。  
※前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が 2.30 以上あれば、同等とみなして構いません。  
※留学先大学等で他の年度に取得した単位でも東北大学で認定された年度の単位として計算に含めて GPA を算出してください。  
※成績算出の対象となる年度に本学に在籍しておらず、他大学に在籍していた場合は、該当する年度に在籍していた大学で認定された年度の成績により GPA を算出してください。  
※ 全年度の成績がない場合、あるいは上記「成績評価係数」への換算ができない場合であっても、学生の所属部局において、学業成績を判断し、成績評価係数 2.30 相当以上と認め、JASSO 奨学金候補者として適当であるとする場合は、推薦することが可能です。その際は、学生の所属部局において客観的な学業成績の判断基準を用い、派遣学生の学業成績を判断の上、相当すると評価される成績評価係数を算出してください。人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。また、プログラムの参加資格があることをもって本制度の学業成績の要件に該当すると判断することや、特定の

科目（語学等）の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。なお、判断に使用した派遣学生の学業成績及び相当すると評価される成績評価係数について、「成績評価係数確認書」（様式 M）に記録してください。

〔学業成績の判断基準の例〕

入学試験の成績が○人中上位○位迄について、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす（入試の「可否」を基準とすることは認められない）

5. 経済的理由により自費のみで留学が困難な者
6. 派遣先大学等の所在国・地域への留学に必要な査証を確実に取得し得る者
7. 留学終了後、本学に戻り学業を継続し、本学の学位を取得する者又は卒業（修了）する者  
※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。  
※留学途中に正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えばプログラム途中に、学部課程を卒業し引き続き大学院に入学する者も支給対象者の要件を満たしません。
8. 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受け、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者  
※ 1 機構が実施する国内の「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。  
※ 2 機構が実施する「国内の給付奨学金」、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、本学の国内の給付奨学金担当者を通じて、給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。また、海外留学支援制度の受給による停止の際は、留学前に復活の手続きについても、国内の給付奨学金担当者を通じて確認してください。  
※ 3 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。  
※ 4 本制度以外の派遣プログラム参加のための奨学金等（以下「他の奨学金等」という。）とは、派遣学生に直接支給されるものを指します。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金等に該当します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金等に該当しません。  
※ 5 他の奨学金等が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。  
※ 6 他の奨学金等に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えなければ併給可能です。  
※ 7 プログラムの目的・目標達成及び派遣学生の学修（研究）に支障がないと本学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給が可能です。  
※ 8 他の奨学金等を受け、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、注意してください。  
※ 9 本学や他の団体等から、留学に関係なく支給される奨学金は、金額によらず併給可能です。

## II. 奨学金額

### 1. 月額奨学金

月額 8～12 万円（留学先国・地域による）を支給します。

## 2. 渡航支援金

渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、渡航支援金を支給します。

※一定の派遣期間又は家計基準を満たした場合に支給されます。支給基準及び注意事項等については別添 2「2026 年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金について」により必ず各部局担当者においてご確認ください。

※月額奨学金の受給候補者のみが渡航支援金の受給候補者となります。渡航支援金のみへの申請はできません。

## III. 推薦手順

### 1. 提出書類等

下記のデータ及び書類を提出してください。署名の必要な書類について、スキャンし電子ファイルで提出してください。

	提出データ	形式	命名規則	備考
1.	候補者データ ( <del>全候補者分を 1 ファイルにまとめ提出</del> )	Excel ( <del>全候補者分</del> )	【部局名】候補者データ・様式 M.xlsx	対象ファイル「04_2026_候補者データ.各種様式等」
2.	2026 年度海外留学支援制度（協定派遣）成績評価確認書（様式 M）			
3.	海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金受給に係る申立書	PDF（応募者ごとに 3、4 及び下記②の提出データをまとめて 1 ファイルとする）	【部局名】学籍番号_氏名.pdf	対象ファイル「04_2026_候補者データ.各種様式等」
4.	「候補者データ」に入力した留学開始日・終了日の根拠書類			留学開始日・終了日を入力するにあたり参照した留学先大学から送付された案内メールや資料、留学先大学のウェブサイトのアカデミックカレンダーの該当ページのスクリーンショット等、日付が確認できるもの。（ <b>「奨学金候補者データ」に入力した留学開始日・終了日（例：授業開始日・期末試験終了日）を示す箇所にマーカーしてください。</b> ）

※家計基準による渡航支援金に申請する場合は、上記 II-2 を参照のうえ、申請に必要な書類を遺漏なく提出してください。

### 2. 提出方法

以下①・②のとおり、所定の Google Forms から提出してください。

① 「候補者データ」及び「様式 M」は 1 つのエクセルファイル（ブック）として以下のファイル名として提出してください。

ファイル名：【部局名】候補者データ・様式 M.xlsx

② 「海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金受給に係る申立書」及び留学開始日・終了日の根拠資料について、学生毎に PDF ファイルを作成し、各学生のファイルを「zip フォルダ」で一つに取りまとめ、提出してください。なお、各学生の申請ファイル名は上記表の命名規則のとおりとしてください。

ファイル名：【部局名】学籍番号\_氏名.pdf

申請書類提出 Google Forms: <https://forms.gle/3mH5EoJn37Kix2yj7>

### 3. ~~提出期限~~

~~2026年3月12日（木）正午~~

### 4. 奨学金候補者データ作成上の注意

- ① 成績評価係数は成績評価係数計算表（3.00 満点用）を利用し計算すること。
- ② ドロップダウンリストがあるセルについては、リストから回答を選択すること。
- ③ 留学予定期間については、留学先大学における授業履修、研究、試験等の期間に基づいて入力すること。支援期間は、原則、授業開始 1 日目～期末試験最終日となり、オリエンテーションやプレイスメントテスト等の期間は含みません。
- ④ 「派遣先学校（高等教育機関）英語名称」欄については、以下の入力規則に従うこと。
  1. 全てアルファベットの大文字で入力
  2. 「UNIVERSITY」は「U」と入力すること（例）クイーンズ大学の場合、QUEEN'S UNIVERSITY ではなく QUEEN'S U と入力
  3. 略称、通称名は使わず、正式名称で入力すること（例）デンマーク工科大学の場合、DTU ではなく TECHNICAL U OF DENMARK と入力

## IV. 留意事項

1. JASSO 奨学金は、JASSO 給付奨学金（国内）（以下「国内奨学金」という。）との併給が認められていません。
2. 家計基準による渡航支援金の申請には、ケースごとに提出書類がことなります。場合によっては戸籍謄本等の提出が必要となる場合がありますので、別添 2「2026 年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金について」を必ずご確認ください。
3. 学生の成績評価係数について、各部局ご担当者様において必ず一度はご検算ください。
4. 他大学が発行する成績証明書を提出する場合で、成績証明書に各単位の取得年度が記載されていない場合、各年度に取得した単位を示す文書等を添付してください。また、当該大学等における成績評価方法（例 AA:90 点～100 点、A:80 点～89 点、B:70 点～79 点、C:60 点～69 点）が成績証明書中に記載されていない場合は、これがわかる文書等を添付してください。
5. 同一学生の他の JASSO 奨学金プログラム（例：部局が独自に申請し採択された JASSO 奨学金プログラムや重点政策枠により配分された奨学金枠等）への登録と本 JASSO 奨学金への申請が重複することのないよう留意してください。
6. JASSO 奨学金に申請する留学への支援を目的とした他の民間団体等による奨学金（官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～日本代表プログラムを含む。）との併願及び併給については、下表のとおり取扱います。なお、本学留学生課が取りまとめを行う民間団体等による奨学金同士の併願及び併給の取扱いについては、当該奨学金の募集通知時に別途お知らせします。

	民間団体等奨学金※1※3
JASSO 奨学金	併願：一部の者を除き可能※2 併給：民間団体等による奨学金月額が JASSO 奨学金による奨学金月額を超える場合、民間団 体等奨学金のみを受給する。

※1 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～日本代表プログラムを含む。

※2 JASSO 奨学金の応募時において、既にこれらの奨学金からの支援額を超える民間団体等奨学金に採用されている学生については、応募を不可とする。

※3 民間団体等奨学金については、他の奨学金との併願・併給を認めていない場合があるため、十分に確認のうえ応募すること。